

說

苑

廣域經濟に於ける最惠貿易主義

——カール・シラーの所説を中心として——

木 曾 榮 作

一 序説——廣域經濟の本質¹⁾

廣域經濟に於ける貿易問題を論述するに當つて「廣域經濟」の本質を一應吟味することが當然要請せらるべきであらう。

「廣域經濟」(Grossraumwirtschaft)に於ける「廣域」(Grossraum)といふ概念は「廣域經濟」と呼稱せらる

廣域經濟に於ける最惠貿易主義 (木曾)

、經濟的統一體の自然的基礎を形成する「大地域」をその内容とする限りに於て、「廣域經濟」は「大地域に亘る經濟的統一體」であるといふ特異性を先づ擧げねばならぬ。之は政治のラウム (Raum) と經濟のラウムとの不均衡——それは第一次世界大戰の結果、經濟的自立性なき地域と人民への政治性の人爲的賦與、換言すれば經濟的裏付を有せざる人爲的諸國家の認容に依り生じたものであるが——を調和せしむるために必然的に發生した要請に外ならない。「世界」といふラウムを對象としての經濟的活動が既に否定されてゐる現在にあつては、地理的接近關係を經濟的補完關係に固く結び付けて、資源確保の道を求めることは高度國防體制下にある各國の求むべく殘された唯一の方途であらう。

自由經濟機構の下にあつた世界經濟は、之を構成する各國民經濟單位が相互に交換關係に入り、資本は自由に移動し、物價は金本位制度の自動的作用によつて國際的に調節されてその經濟的機能を發揮してゐたのである。この意味に於ける世界經濟の崩壞は必然的に各國民經濟機構の混亂を招いたことは言を俟たない。今や形成過程にある各廣域經濟圏は、一國民經濟單位の地域——たとひ強力にせよ——を超えたる、即ち數個の國民經濟の地域を包含する「大地域」なる自然的基礎條件の上に、地域的近接性、資源的補完性が絡み合つて、經濟的補完關係を生ずる統一體である。

第二の特異性は、高度なる政治性に存する。廣域經濟の發生過程に於て明らかなる如く、數個の國家群の政治的統一體を形成しつゝ、之等の國民經濟の統一體を建設することが廣域經濟の目標である。かくて廣域經濟

圏の建設・指導に任ずべき國家の強力なる政治的指導力及び工作が強く要請されることとなる。

廣域經濟の發生が元來アウタルキー政策に基くものである限り、經濟的には資源確保が最も重要な特質として浮び出てくる。資源を最大限度に確保して、その廣域經濟圏の自給自足經濟の成立を目標とする所以は、高度國防國家の建設を目的とするに外ならない。之がためにはその必要度に應じて、その廣域經濟圏を組成する國民經濟の大規模なる再編成が政治的に行はれざるを得ない。而かも廣域經濟のかゝる經濟的補完關係の政治的調整は、反帝國主義的イデオロギーによつて特質づけられるアウタルキー政策によつて完成せらるべきである。之は獨占經濟に代るに國民主義的國際經濟として登場したる廣域經濟が、金融資本的支配と投機的利潤とを排し、統制資本による經濟的協調をその具體的政策とし、僚友的協調原理及び指導者原理をその指導理念として、國民經濟單位の結合による主體的なる人爲的統一化の合理的組織を以てその秩序とする廣域經濟が政治的統一と經濟的統一との調和を見出さんがために邁進しつゝある過程に於て明らかに顯現せられつゝある所である。

然しかゝる本質と内容を包有する廣域經濟圏もその目標・理念及び秩序を具體化するための主體の活動を不可缺條件とするものであり、それは指導國家の政治的推進力に俟つべきものである。今や日本を主體とする大東亞廣域經濟圏がその建設過程にあるが、我日本の政治的推進力の果しつゝある役割並びに之に伴つて現はれつゝある經濟的補完關係が大東亞共榮圏なる一大廣域經濟圏のアウタルキー化に如何に作用しつゝあるか

は、既に現實の姿として吾人の等しく眺めつゝある所であらう。

二 廣域貿易に於ける最惠主義の妥當性吟味

——カール・シラーの所説を中心として——

世界經濟は今や古き秩序を破つて新しき秩序——廣域經濟——の建設過程にある。來るべき世界の新秩序は數個の廣域經濟圏の對立的様相を示すであらうとの推斷は現實的にも理論的にも首肯し得る所であり、この廣域經濟圏は現在の世界的大戰亂の動向によつてその推移が決定せらるゝであらうが、現在與へられたる客觀的條件の下に於ては大東亞廣域經濟圏・歐洲廣域經濟圏・米大陸廣域經濟圏及び蘇聯廣域經濟圏の成立は考へ得らるゝ所である。然し各廣域の完成のためにすべての條件が未だ具備せられず、世界の政治經濟の客觀的情勢の推移が頗る激しい現在の状態に於て之等建設途上を辿りつゝある廣域經濟圏の直面しつゝある對外的並びに對內的經濟問題はその質に於て複雑であり、その數に於いて決して尠くない。今吾人が貿易政策的立場のみから之を眺める場合に於ては、各廣域經濟圏内に於ける構成國民經濟間の貿易調整策が問題となるべく、また各廣域經濟相互間の貿易關係を如何に調整すべきかと對外的問題として取り上げられねばならぬであらう。

廣域經濟圏が未だ形成過程にある限りに於て、これを繞る經濟政策の理論的研究も亦その過程にあるは當然であり、貿易政策論の攻究も未だ搖籃時代に在るかの感を深くするものである。廣域經濟政策がナチス獨逸に

よつて創出せられた發生過程からして、廣域經濟の貿易政策理論もまたナチス獨逸の學者によつて展開されつゝあることはむしろ然るべきことと考へられる。筆者はいま主としてカール・シラーの所説を中心として、廣域貿易政策の理論的究明を企てんとするものである。²⁾

一九二九年の世界經濟恐慌發生以來、自由主義經濟の下に於ける國際通商の制度的基礎をなすと考へられた最惠國約款が互惠通商主義の目覺ましき發展に影響せられてその意義を著しく修正乃至は失ひつゝあることは何人も認めざるを得ない。いま一九三一年より一九三九年に至る期間について、五一〇の多數に上る世界の主要なる通商條約約款の統計的内容分析によつて、この期間に於ける國際通商の動向を觀察するために別表を掲げる。

本表より通商條約を通じて觀取せらるゝ國際通商の近年の動向は、先づ最惠國約款が全通商約款中四四%を占むるとはいひ、關稅のみに就ての最惠國約款は僅かに二七%に過ぎず、その著しき後退的傾向が明らかにかゞはれ、之に反して割當約款の三六%、關稅約款の三三%、爲替清算及び支拂協定約款の一八%、爲替管理約款の一五%、貿易尻双務的調整約款の一二%が對照的に進出を示してゐる。最惠國約款は今猶ほ形式的には多くの通商條約に採り入れられ、通商政策の規準として強調せられてはゐるが、實質的には特惠關稅・輸入割當・爲替管理・貿易尻双務調整約款等によつて空文化してゐることは國際貿易の現實が最惠貿易制から日を逐ふて遠ざかりつゝあることの證左に外ならない。

1931—1939年の各國通商條約約款內容分析表

約款別	北米 合衆國	英 吉利	獨 逸	佛 蘭 西	伊 太 利	中央 一 パ ル 諸 國	中南 米 諸 國	其 他 諸 國	各種 約款 合計	全條 約對 する % 商 に る
I. 最惠國約款										
1. 關稅のみ	11	6	14	13	8	36	59	129	138	27
2. 割當爲替管理のみ	0	4	2	5	0	2	3	18	17	3
3. 關稅及其他	13	12	0	2	1	16	23	57	62	12
4. 不詳	0	0	0	1	1	3	4	11	10	2
計	24	22	16	21	10	57	89	255	227	44
II. 爲替管理約款										
1. 互惠貿易上の差額使用	0	7	4	0	1	7	7	18	22	4
2. 輸入資金割當	7	1	1	0	0	3	11	13	18	3.5
3. 爲替安定	0	1	0	3	0	3	2	7	8	1.5
4. 其他	13	6	4	2	2	2	7	26	31	6
計	20	15	9	5	3	15	27	64	79	15
III. 割當約款										
1. 總括的約款のみ	18	9	5	11	4	13	11	51	61	12
2. 特殊的約款のみ	0	2	5	8	4	6	4	61	45	9
3. 總括的及特殊的約款	2	16	0	12	5	9	5	43	46	9
4. 其他	0	4	2	1	1	2	2	14	13	2
5. 不詳	0	1	7	3	1	13	2	13	20	4
計	20	32	19	35	15	43	24	182	185	36
IV. 關稅約款	18	19	30	28	8	70	27	136	168	33
V. 政府間貿易促進協力約款	0	4	10	0	1	13	2	24	27	5
VI. 貿易及雙務的調整約款	1	14	8	3	5	20	10	57	59	12
VII. 爲替清算及支拂協定約款	0	13	18	4	12	42	3	96	94	18

(備考) The American Economic Review, Dec., 1940, P. 788 より採録。

然らば、最惠貿易制のこの衰退的動向は如何なる原因に之を求むべきであらうか。最惠國約款が國際通商の制度的基礎としてその經濟的役割を最高度に發揮し得たる時代は第一次世界大戰勃發に至る約半世紀であつたが、これは實に左の經濟的要素に基くものといふべきである。³⁾

(一) 國際通商の自由性——關稅による制約は別として、通商上何等量的制約を受けなかつたこと。

(二) 通貨の自由兌換性——國際金融市場に於ける外國爲替取引が自由に行はれ得たこと。

(三) 通貨價值の安定性と國際取引の利潤率算出の確實性——たとひ局部的に通貨價值の變動發生すると、國際金融機構の圓滑なる運用と、世界經濟の自動的調節によつて國際取引の利潤率を概ね確實に算出し得たこと。

かゝる經濟的基礎條件は第一次世界大戰後、特に世界經濟恐慌發生を契機としてその本質を著しくゆがめられ遂には之をすら失ふに至つた。この過程は必然的に最惠貿易制の運営を著しく阻害する結果を招來したと論を俟たない。各國民經濟單位は對内的には國內經濟の復興、國防體制の確立を目標とし、對外的には國際收支の均衡維持及び資源の獲得をその主眼として經濟政策の樹立を圖り、貿易政策もこの環境の下に於て政治的及びアウトタルキー的イデオロギーが浸透するに及んで、著しく雙務的・互惠主義的性格を帯びることゝなつた。この段階に於いては、國際貿易は最早や純經濟的要素によつてのみ支配せられざるものとなり、高度なる政治性を包藏するに至つたものと言ふべきであらう。最惠貿易制がかゝる經濟體制の變遷過程に於て變質を

受けることは疑ひの餘地はない。世界經濟の變容は必然的に貿易の形式と内容の變化を要請するものである。今や自由貿易主義と保護貿易主義との對立に代はるに、最惠貿易主義と互惠貿易主義との對立が貿易政策的研究の中心となりつゝあると言ひ得る。

將來に於ける廣域經濟圈相互間並びに一廣域經濟圈内の貿易制度は、世界經濟恐慌後特に現はれつゝある雙務的通商の形式を脱して再び多角的通商形式の方向に導かれる可能性は現實並びに國際通商の本質から歸納し得らるゝ所である。元來、多角的通商は、二つの國民經濟單位が各々其の經濟活動の方向・生産物の品質・生産的基礎の機構を異にするため直接に貿易バランスを均衡せしめ得ない故に第三國との取引を通じて初めて均衡状態に到達し得るといふ事實に基いて行はるゝ通商形式であるが、問題は將來の國際通商に於てこの本質を有する多角的通商形式が最惠貿易制の下に運用せらるゝか、或は互惠貿易制の基礎の下に運営せらるゝかといふ點である。之が廣域貿易政策に課せらるゝ問題である。

吾人は本論に於て最惠貿易主義に基く多角的通商の理論的前提の検討を試みんとする。最惠國約款は一國が他の一國に通商上供與せる權利を自動的に如何なる第三國に對しても効力を生ずべき法的根據に基く經濟的機能發揮せしむるものであるが、この約款に基く貿易制度の運営は一定の理論的前提條件の下に於てのみ經濟的効果を發揮し得る。シラーに依ればその理論的前提は次の三つである。⁴⁾

(一) 純關稅政策を採用し、數量的輸入調整を行はざること。

(二) 特殊なる國家群ブロックを形成するが如き經濟政策を棄揚すること。

(三) 國內市場に於ける輸入商品の價格機構が自由にその機能を發揮し得ること。

(一) 數量的輸入調整策の揚棄。

最惠國約款は、總ての關係諸國をして輸入のチャンスの改善にすべて均霑せしむることを前提とする通商約款であるといひ得る。勿論輸入商品の種類、比較生産費に於ける得失等を異にするが故に、同一の待遇は必ずしも總ての國に同様の實質的效果を生ずるものではない——之は各相手國の生産條件、販賣條件等の差異によるものである。が然し輸入の機會の均霑に關する限りに於ては同一條件下に置かれる。

さて、かゝる經濟的機能の發揮は「關稅制度」(Nollregime)の下に於てのみ可能なりやの問題が提起されねばならぬ。H・J・タスカはアメリカ合衆國の互惠通商協定政策⁵⁾に於ける最惠國約款適用の妥當性について論述する前提として、關稅以外の通商制限策の下に於ける最惠國待遇の妥當性に論及してゐるが、數量的輸入調整策としての輸入割當制を検討するに當つては、輸入割當制の態様に應じて分説し、基準年度による按分的輸入割當制は最も實際的立場より妥當なりと斷じ、割當制が貿易を衰退せしむる手段にして、且その傾向にあることを認めつゝも、最惠國約款はこの貿易制限策の下に於て適用さるべきものと主張してゐる⁶⁾。然しこの所論は、最惠國約款の經濟的機能は、關係諸國を通商上同等に待遇するにありといふ實情をむしろ無視した理論的前提の上のみ立たんとするもので、之は條件附最惠國約款の運用が理論的には成立し得ても、運用上幾多の

困難に直面してアメリカ自身久しきに亙る傳統を棄揚して無條件最惠國約款を採用するに至つた事實からもその實際的運營の困難性が充分うかゞはれるであらう。更にタスカは輸入割當制の行はるゝ以前の國際通商に於ける最も大なる貿易上の障礙は關稅であつたが故に、最惠國約款の適用も之に向けられたものと主張し、最惠國約款の目的並びにその條約國の意圖する所は最大限度の Equality of Treatment (待遇上の同等) にありと論斷してゐる。然し筆者はこの見解を次の如く批判したい。タスカは國際通商なる一つの經濟現象を靜態的な立場に於て之を眺め、一度び締結せられたる通商條約を固定化せしめて、移り行く世界經濟の過程に適用せんとする、換言すれば動態的なる經濟現象を靜態的なる貿易制度によつて運營せんとする誤謬に陥つてゐるものとすべきである。論者はさらに、本質的に異なる二の制度を混同してゐる誤りをも敢ておかしてゐると言ひ得る。

割當制による輸入數量の調整は輸入の機會均等を否認するものであり、各競争者の輸入市場に於ける經濟活動範圍は輸入國によつてのみ決定せらるゝことゝなるべく、従つて數量的調整は市場の事實的閉鎖を意味する。輸入に及ぼす經濟的効果の觀點よりは、割當制と輸入税との間には原則上差異が認められない。併し、割當制はその形態に拘らず關稅制度の下に於けるとは性質を異にする問題を發生する。關稅制度にあつては、輸入の限度は、輸入市場に於ける需給關係及び生産費と輸送費並びに關稅負擔力によつて決定せられる。關稅率の引上にも拘らずかゝる負擔力を有する限りに於ては如何なる人も外國よりの輸入に耐へ得るものである。

然るに割當制度の下にあつては、割當量が妥當なる輸入量より少く定めらるゝ限り、輸入可能量と輸入希望量との間にギャップを生ずることゝなり、此の場合に於ては早や輸入力は輸入市場の經濟的諸力によつて限界付けらるゝものではなくなり、競争そのものゝ自動的選抜機能が停止され、従つて量的に比較の可能なる競争の機會が失はれることゝなる。競争そのものゝ選抜即ち數量割當は當該輸入國の輸入調整機關を通して行はるゝものであるから、こゝに於ては稅率は選抜の要素とはならず、量的に測定し得べき比較規準を缺如し、かくてその選抜は最惠貿易制の下に於ける場合とは異なる觀點即ち自國の輸出經濟にとつて相手國の持つ意義、通商バランスの實狀、其他現狀に於ける兩國間の經濟關係を判斷する上に標準となるべきあらゆる觀點に立つて行はれるもので、全面的に効果ある最惠貿易主義の原則は、最早や數量的輸入調整制度に於ては存在の意義を失ふことゝなるものである。

(二) 經濟ブロック政策及び自主的國內景氣政策の排斥。

最惠貿易主義が總ての關係國家に輸入機會の均等化をその使命とするものである限りに於て、特殊的經濟ブロック形成を目標とする經濟政策の揚棄を理論的前提とすることは當然である。何となれば如何なる經濟ブロックの形成も必ずや一部の國家群即ちブロック構成國家群をブロック外の國家に對して通商上優遇する結果を齎らすことゝなり、如何に利害關係の稀薄なる第三國と雖も、他國の接近により自國の輸出を不利益ならしむることを認める場合は、最惠國約款はかゝる經濟ブロックに對抗するための抗議又は報復の手段として役立つ

ことゝなるものであるからである。ことゝに於て、最惠國約款の適用範圍を概念的に縮小してこの干渉及び報復より免れんとする動向が現はれるに至つたのである。一九三二年八月締結せられたるオツタワ通商協定(The Ottawa Agreement)は明らかに之を裏書してゐる。この協定会議に参加した代表者の言に従へば、本協定の目的とする所は、世界貿易の量的増大と自由度の擴大とに至らしむるステップとして、英帝國內の通商をその取引量と自由度に於て増大せしめんとするにありと稱しつゝも、事實は明らかに之に反して、英帝國內の貿易振興發展策としてのみ役立つことを目標とし、英國にあつては最惠國約款は單に外國との通商に對してのみ適用し得るものなりと聲明し、獨立の條約締結權を與へられたる自治領は之を外國と看做さざることゝしたのであつた。之が英帝國外の諸國に對しては無効たるオツタワ協定に基く通商特權——關稅上の特惠待遇——の法的基礎とされたのであつた。

更に一九三二年六月ベルギー・ルクセンブルグ及びオランダとの間に締結せられたる「ウーシー通商協定」(The Ouchy Convention)は、締結國間に於ては(一)第三國より通商上不當なる取扱を受けざる限りは、現行關稅率の増増、又は新關稅賦課をなさないこと、(二)五ヶ年間に互りて半製品及び全製品に對する關稅率を遞減すること及び(三)特別の場合を除き新たに通商制限手段を設けざることとを協定したのであつた。¹⁰⁾之は明らかに「無條件最惠國約款の使用は地方的要求に適合するために通商條約中に挿入せらるゝ特別約款と相容れざるものには非ず、但しかゝる約款は明示せられ且締約國以外の利益を侵害せざることとを要す。」といふ一九二七年の國

際聯盟に於ける國際經濟會議の決議の精神に立脚したものであつた¹¹⁾。併しこの協定は最惠國約款に基く權利を侵すものとして英國の反對する所となり、かくてベルギー及びオランダに對する英國の通商的重要性に鑑み、遂に一年にして終焉を告げたのである。この經過は一面に於て英國の通商政策の老獪性と、政治力の通商政策に及ぼす影響とを現はすものではあるが、經濟ブロック政策と最惠貿易主義との衝突の可能性を他面に於て雄辯に物語るものといふべきであらう。

最惠貿易主義の受くる制約は、かゝる對外的部面のみならず亦對内的部面に於ても之を見ることが出来る。

「國民經濟の動態的發展は、構成變動と景氣變動との絡み合ひから成る¹²⁾」、ことは既に學者の認むる所であり、また「國家的干涉なくしては國內的景氣の上昇乃至は持續は不可能となるに至つた¹³⁾」最近に於ては、この自主的國內景氣對策——即ち國民經濟的所得循環の膨脹と最後に到來すべき完全操業とを目的とする國家の自主的經濟復興政策は必ずやその國の對外經濟に影響する事論を俟たない。一般に増加した所得と企業収入は輸入品の需要増加を齎すものであるが、この需要充足の放任は通貨準備の缺乏、貿易バランスの惡化等を招來し、つひには國內經濟の發展を阻むに至る。かくして自主的經濟政策への移行を餘儀なくせしめらるゝ。然し自主的に先行してゐる國家と他の國民經濟との景氣的發展にはギャップが存する限り、單に自主的通商政策のみによつて必需品の輸入を確保せんとすることのみでは、貿易バランスを維持し得ないために、諸外國との間に個別的な通商上の諒解に到達するの必要に迫らるゝこととなる。自主的國內景氣政策に發する雙務的・互惠主義的

貿易の姿が之である。即ち自主的景氣政策を行ふ國家は、その國內經濟振興に必要な原料の供給國及び、自國商品の輸出相手國として、自國の貿易バランス修正に協力する用意ある外國に對して通商政策上に於て何等の特惠待遇を供與せねばならぬ立場に置かるゝに至る。かくして國內經濟振興に必要な商品の輸入が容易にされるのは、特定の相手國に對してのみであり、茲に於てこの自主的國內景氣政策は最惠貿易主義と矛盾衝突を免れ得ない。下降的過程にある景氣的發展、又は景氣的發展の他の段階にある世界の中に於て或一國が自主的經濟政策を採用するに及んでは、その國は自國經濟の振興を促進せしめ、完全就業を維持せしむるため、關係締約國に對して通商上の特權を均霑せしむる法的拘束力を有する最惠貿易主義を揚棄して、互惠貿易主義をその通商政策の原則として採り上げざるを得ないこととなる。

(三) 國內價格機構の機能自由發揮。

最惠貿易主義の實用性は既に屢々述べたやうに、關係國をして國內市場の競争に於て通商上均等のチャンスに均霑せしむるに存する。而して、この競争の機構がその機能を發揮し得るためには、その機會の均等なる事實の存在を前提とする。即ちこの機構は輸入品に對する國內の價格制度による拘束から完全に自由なるを要するものである。例へば一商品の輸入が關稅上の制限のみを受くるか、又は無稅にて輸入せられ、最惠國約款の効力が法律的立場からは、何等異論の餘地なき場合にあつても、國內市場に於てその商品に對し何等かの形式による消費規制を行ふ場合を考ふるに、この商品の總消費量の一定量を輸入に俟つべき場合には、この輸入量

を外國の競争者に如何に分配すべきかの問題が生ずる。この問題は吾人が既に數量的輸入調整の場合に於て直面したと同様の困難と矛盾に逢着して、最惠貿易主義の經濟的機能を失はしむることとなるものである。また輸入國の價格調整機關が國內市場に於て公定價格制度を設け且つその供給量を調整する時にあつても亦同様の歸結となる。或はまた或特定品を輸入せしめつゝも、國家がこの商品を專賣制度として、國産品と輸入品との量的調整を行ふが如き場合に於ても然りと云ふべきである。¹⁴⁾

かくて一般的に、輸入商品の價格機構を或一點に於て無効たらしむるあらゆる國內市場的調整はたとひ法律的觀點からは有効たりとも、最惠貿易制度の機能を實質的に無効たらしむるものである。

三 結語——向後の世界貿易

以上で吾人はシラーの論説を基礎として、最惠貿易主義に基く多角的通商の理論的前提を吟味したのであるが、廣域貿易政策の基調として最惠貿易制が用ひらるゝためには幾多の理論的制約から離脱することが前提條件となること明らかである。吾人は以上の論述から導き出さるゝ向後の國際貿易の動向を示唆して筆を措くこととする。

(一) 多角的通商が今後發展するための前提條件は左の何れかに歸するであらう。

(イ) 最惠國約款の概念内容を變改し、之を以て世界經濟の新秩序に適用せしむるか、或は

(ロ) 多角的通商と最惠貿易主義とを絶縁せしめ、互惠貿易主義の基礎の上に多角的通商を行ふこととなるであらう。

(二) 向後の世界貿易は、廣域經濟圏相互及び廣域經濟圏内國民經濟相互間に制約さるゝであらうが、今迄混亂の中に放任されてゐた地域が廣域圏内に吸収さるゝに伴つて廣域圏内に於ける物資の交易は量的には益々増大傾向を辿り、各廣域圏の中心をなす工業地帯と補完地帯との間の交易は増大するであらう。

(三) 向後の世界貿易は從來の意味に於ける世界貿易——即ち世界の各地域が互に自由に結びつき相營んだ貿易——ではなくなり、政治的に組織された各廣域經濟圏相互間の貿易として登場することゝならう。その結果、從來の意味に於ける世界貿易に見られた如き貿易量の水準には或は達し得ないことも一應考へらるゝ。然し、質的立場——換言すれば貿易の人類生活に與ふる利益程度——に於ては、各廣域經濟圏に於ける生産能力の増大に伴つて向上することが豫想せられる。即ち、世界經濟の重點は量を従として質を主とする動向を示し、各廣域經濟圏がその自然的條件を最大限に活用して生産する嗜好品・文化財及び上質品等が世界貿易の花形として登場する可能性が充分存する。

(四) 局部的には自主的經濟政策は貿易政策の決定的要素として存續し、その自主性は益々強化さるゝであらう。之は蓋し確立せらるゝと考へられる各廣域經濟圏の經濟的基礎が必ずしも同一なるものではなく、従つて世界經濟の各部分の景氣的發展段階も異なるものと考へらるゝ限り當然の歸結である。

(五) 更に貿易決済制度としての清算協定・支拂協定等の如きも異常的狀態に於ける制度と考へられたる段階を脱して、より精緻なる機構に於て廣域貿易政策上重要な位置を占めるであらうことも考へられる。

要之、最早や純粹・且嚴密な意味に於ける自由主義時代の世界貿易の無條件的再登場は考へ得られない。然し筆者は「國民的自治の要求と國際分業の利益」¹⁵⁾の調和は見出し得るものと信する一人であるが、この課題は稿を改めて考究したい。

1) 廣域經濟の理論に就ては、筆者の先輩であり且長友たる高橋次郎教授の諸論文並びに指教に俟つ所尠からざりしを特に記して感謝を捧げたい。

尙、補足的参考文献の主なるもの次の如くである。

P. T. Ellsworth, *International Economics*, 1938, New York.

フェルデナンド・フリード著
池田林儀 譯 世界經濟の轉換と建設。

中山伊知郎氏著・戰爭經濟の理論。

高宮晋氏・「廣域經濟の基本問題」(國際經濟研究第二卷第四號所載)。

2) Karl Schiller, *Meistbegünstigung, Multilateralität und Gegenseitigkeit in der zukünftigen Handelspolitik* (Weltwirtschaftliches Archiv, März 1941).

本論文は日本貿易振興協會資料第七輯(昭和十七年六月)「廣域經濟と通商政策——今後の通商政策に於ける最惠主義、多邊制、相互制に就いて——」として譯出せられてゐる。また油本豐吉氏の「廣域貿易政策に於ける最惠制と互惠制」(國際經濟研究第二卷第九號所載)なる論文は、シラーの所説を中心とする研究である。

廣域經濟に於ける最惠貿易主義 (木曾)

- 3) H. J. Tasca, *The Reciprocal Trade Policy of The United States of America, A Study in Trade Philosophy*, Philadelphia, University of Pennsylvania Press, 1938, p. 107.
- 4) K. Schiller, *ibid.*, p. 373.
- 5) アメリカ合衆國の互惠通商協定政策に就ては、小樽高等商業學校紀元二千六百年紀念論集「國家と經濟」(昭和十五年十二月十日發行)中の拙稿「アメリカ互惠通商協定政策の研究」參照。
- 6) H. J. Tasca, *ibid.*, p. 115.
- 7) H. J. Tasca, *ibid.*, p. 112.
- 8) H. J. Tasca, *ibid.*, p. 113.
- 9) J. H. Richardson, *British Economic Policy*, New York, 1936, p. 139.
- 10) E. B. Dietrich, *World Trade*, New York, 1939, p. 237.
- 11) League of Nations, *Report and Proceedings of the International Economic Conference, 1927*. II. 52. Vol. I, p. 42, cited in E. B. Dietrich, *ibid.*, p. 237.
- 12) 高橋次郎教授・「戰爭經濟の政治的均衡」(小樽高等商業學校創立三十周年紀念論集「戰爭と經濟」二頁。)高橋教授・前掲論文三頁。
- 13) 高橋教授・前掲論文三頁。
- 14) H. J. Tasca, *ibid.*, p. 116.
- 15) この問題に就ては左の諸論文を參照せられたい。
 鬼頭仁三郎氏・「貿易の利益と國民的自主の要求」(國際經濟研究第一卷第六號所載)。
 中山伊知郎氏・「國民的自治の要求と國際分業の利益」(國際經濟研究第二卷第一號及び「戰爭經濟の理論」第七章所載)。
 山田雄三氏・「國際分業の利益」(國際經濟研究第二卷第二號所載)。